

# 福島県防災アプリ広報第3弾業務委託

## 入札説明書

福島県  
令和7年1月

この入札説明書は、福島県防災アプリ広報第3弾業務委託（以下、「業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うため、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

### (2) 入札の内容

- ア 件名 福島県防災アプリ広報第3弾業務委託
- イ 業務仕様等 別添仕様書のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）
- エ 履行場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類別の業務について過去5年間のうちに履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格申請に関する書類1部を4（1）アに示す場所に郵送または持参により提出し、当該資格の申請をすること。

なお、審査確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、入札者に対して通知するものとする。

4（3）アに規定する期日までに当該申請を行わなかった場合は、当該資格が与えら

れないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取を求めることがある。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）
- (3) 会社概要（任意様式）
- (4) 業務経歴書（様式10）
- (5) 営業所一覧（任意様式）
- (6) 委任状（申請者が支店等である場合のみ）（様式5）
- (7) 資格確認通知書返信用封筒（表に申請者の住所及び商号または名称を記載し、110円切手を貼った長形3号封筒）

#### 4 開札までの手続き等に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、問い合わせ先等

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号（北庁舎3階）

機 関 名 福島県危機管理部危機管理課

電話番号 024-521-8651

FAX番号 024-521-7993

電子メールアドレス [kikikanri@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kikikanri@pref.fukushima.lg.jp)

なお、入札説明書の交付等は上記で行うほか、福島県危機管理部危機管理課のホームページにおいても公開する。

イ 入札説明書及び関連資料の配付期間

令和7年1月8日（水）～令和7年1月17日（金）

8時30分～17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- (2) 一般競争入札業務仕様書等に関する質問書（様式8）の受付期間及び質問に対する回答期限

ア 一般競争入札業務仕様書等に関する質問書（様式8）の受付期間

令和7年1月8日（水）～令和7年1月14日（火）

8時30分～17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ 質問に対する回答期限

令和7年1月16日（木）

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出期限及び提出場所

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出期限

令和7年1月17日（金）17時まで必着

- イ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）の提出場所  
福島県危機管理部危機管理課
- ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 3）の発送予定日  
令和 7 年 1 月 2 0 日（月）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
令和 7 年 1 月 2 3 日（木） 1 4 時 0 0 分（開場： 1 3 時 3 0 分）  
福島県庁北庁舎 2 階 プレスルーム（福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号）
- (5) 入札書の作成方法及び提出
  - ア 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
    - (ア) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - (イ) 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
    - (ウ) 代理人をもって入札する場合は、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
    - (エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
  - イ 入札書は、4（4）に指定する日時及び場所へ提出すること。
  - ウ 代理人をもって入札する場合は、代理人は委任状（様式 5）を持参すること。

## 5 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、4（4）に指定する日時までに入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 財務規則第 249 条第 1 項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。入札保証金の免除を希望する者は、上記 4（3）アに掲げる期日までに入札保証金納付免除申請書（様式 6）、履行実績証明書（様式 7）により申請するものとする。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

## 6 開札方法

(1) 開札は、4 (4) で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は発注者より、次の書類について確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）

（入札参加者が本書又は写しを持参する）

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限りさらに入札を付すことができるものとする。

## 7 入札心得

(1) 入札者は、業務仕様書、入札公告、入札説明書等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、当該業務仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札業務仕様書等に関する質問書（様式8）により、発注者に説明を求めることができる。

質問事項は、一般競争入札業務仕様書等に関する回答書（様式9）により回答するものとし、回答は福島県危機管理課ホームページに公開するものとする。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 8 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書
- ウ 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札書
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札書
- オ 郵送による入札書
- カ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- キ 記名、押印を欠く入札書
- ク 金額を訂正した入札書
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- コ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札書
- サ 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- シ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札書
- ス その他、県において特に指定した事項に違反した入札書

## 10 落札者の決定方法等に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。また、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を

持って有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする場合がある。

イ 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

## 1.1 契約に当たっての留意事項

### (1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又は、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

### (2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、1.1(2)アに定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消しすることがある。

## 1.2 その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止とする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

## 福島県財務規則（抜粋）

### （契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第 2 項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10(建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履



行しないおそれがないと認められるとき。

- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。